

フィンランドの弁護士報酬を含む敗訴者負担制度の

適用が国際人権（自由権）規約侵害とされた事例について

日弁連弁護士報酬敗訴者負担問題対策本部

（国際人権（自由権）規約委員会に対する個人通報事件について）
（通報番号 779/1997 Aarela 対 フィンランド）

1. <事案概要>

フィンランド政府（「林野局」）による森林伐採と、道路建設事業について、サーミ族のトナカイ牧者（個人）が、その禁止を求める提訴をして敗訴し、弁護士報酬を含む訴訟費用を負担させられたことにつき、裁判を受ける権利（国際人権（自由権）規約第14条）侵害として、国際人権（自由権）規約委員会（以下、規約人権委員会という。）に通報した。

原告は、1審で一部勝訴したが、2審で全面敗訴し、弁護士報酬を含む訴訟費用7万5000フィンランド・マルクを敗訴者負担させられる判断を受けた（林野局による敗訴者への請求額は約8万フィンランド・マルクだった。）。最高裁でも同趣旨の判決がなされた。約1年後に、政府がうち2万フィンランド・マルクを差し押さえた（この額は2人の原告らの課税所得に近い金額とされる。）。トナカイ飼育数は2年半で17%減少させる決定が農務省によってなされた。

2. <フィンランド政府の規約人権委員会での主張要旨>

フィンランドの法律では弁護士報酬を含む訴訟費用の敗訴者負担が採られており、当事者が民間人か公的機関か、あるいは事件が人権問題を含むかによって裁量はない。この法律に従ったものである。

これらの原則は、オーストリア、ドイツ、ノルウェー、スウェーデンなど他の多くの国々でも同じであり、不必要な法的手続と遅延を避けるための手段として正当化されているのである。

（なお、フィンランド国内法は、1999年6月1日をもって法律が改正され、訴訟に至った事実、当事者の立場、事件の重要性に照らして、明らかに不当または不公平とみなされる訴訟費用の支払命令額を減額する職権が裁判所に認められた。）

3 , < 敗訴者負担問題に関する規約人権委員会の判断 >

「委員会は、勝訴者に対する費用の裁定をする厳格な法律上の義務は、裁判所における救済措置をもとめるために国際人権規約上の権利が侵害されたと主張する人々の能力に対して抑制的影響をもつ可能性がある」と判断する。

本件において、委員会は、通報者は、同規約第 27 条（少数者の権利）の権利の侵害を主張して提訴した私的個人であることに注意する。

このような状況において、当委員会は、控訴裁判所が特定の申立人に多額の訴訟費用支払いを命じることの当該通報者に対する影響や、似たような状況の他の要求者に対する裁判へのアクセスの影響を考慮する裁量なく、かなりな費用を負担させる裁定がなされたことは、規約第 2 条と関連して同第 14 条第 1 項違反を構成すると判断する。」

「訴訟費用の裁定は規約第 14 条第 1 項に違反し、さらに手続そのものが第 14 条第 1 項に違反していることから、締約国は、裁定額のうちすでに回収している金額を申立人に返還するとともに、残りの金額の支払いを求めない義務を負うものと判断する。」

4 , < 国際人権（自由権）規約第 14 条第 1 項 >

「すべての者は、裁判所の前に平等とする。すべての者は、その刑事上の罪の決定又は民事上の権利及び義務の争いについての決定のため、法律で設置された、権限のある、独立の、かつ、公平な裁判所による公正な公開審理を受ける権利を有する。（以下略）」

5 , < 規約人権委員会委員として本件を担当した安藤仁介委員のコメント要旨 >

本件について、本年 5 月 9 日日本弁護士連合会において、安藤仁介委員に解説を依頼したことを基にするコメント。（別紙参考意見参照）

欧州などでは、訴訟件数が多く、濫訴排除の必要性があり、訴訟費用の敗訴者負担原則は濫訴防止を狙ったものと結論できよう。（現に欧州人権裁判所では、年間何万件と寄せられる訴訟の大半が明白に根拠不十分などとして門前払いされている。）

本件では裁量無き敗訴者負担の適用は裁判を受ける権利の侵害と判断された。

欧州と比較して訴訟がそれほど多いとは言えない日本で、敗訴者負担を司法アクセスのために導入しようとの議論があるが、それぞれの国家、法制度、社会的背景、個々の事件の特性など、諸般の事情を十分に勘案したうえで、その採否を決定するべきであろう。

参考意見

2003年5月28日

国際人権（自由権）規約委員会委員 安藤仁介

弁護士報酬を含む訴訟費用の敗訴者負担について、本年5月9日に日弁連で事案解説したことを踏まえ、下記のとおり意見を述べる。

記

- 1) 訴訟費用の負担については、それぞれの当事者が負担する原則をとっている国も、敗者負担の原則をとっている国もある。
- 2) 私の関係している「国際通貨基金行政裁判所」の規約では、裁判所は“十分根拠のある訴えについて、申立人が負担した合理的な費用（弁護士費用を含む）の一部または全部を、事件の性格や関係する仕事の量・質や費用の額を勘案したうえで、国際通貨基金側が負担するように命ずることができる”と規定されている（第14条4項）一方で、“訴えが明白に根拠不十分である場合には、申立人に対してその処理に要した費用の一分または全部を国際通貨基金側に弁済するように命ずることができる”と規定されている（第15条1項a）
また「欧州人権条約」も、“裁判所が条約または議定書の違反を認定し、かつ、当該締約国の国内法が部分的補償がなされることしか認めていない場合には、裁判所は、必要な場合、被害当事者に公正な満足 [= 補償。安藤注] を与えなければならない”と規定している（第41条）
- 3) これらの規定は、一方で“濫訴（abuse of right of petition）”を抑制するとともに、他方で訴訟費用の負担原則が、職員の権利の主張や人権侵害の被害者個人の訴えの権利を不当に抑制しないように配慮した結果である。現に国際通貨基金行政裁判所の判決のなかには、申立人の部分勝訴判決において、国際通貨基金側に“適切な費用の負担を命じたものがあるし、欧州人権裁判所の実行でも同様な配慮が認められる。
- 4) なお欧州人権裁判所では、第11議定書（人権委員会を廃止して裁判所に一本化した）発効まえから、年間何万件と寄せられる訴えの大半が“明白に根拠不十分（manifestly ill-founded）”として門前払され続けてきた事実があり、これは欧州における濫訴を排除すべき必要性を示すものである。
- 5) したがって、欧州で広く取り入れられている「訴訟費用の敗者負担」原則は、“濫訴の防止・抑制”を狙ったものである、と結論することができよう。
- 6) たしかに、“濫訴の禁止”については、自由権規約選択議定書の第3条や欧州人権条約の第35条3項に明文の規定が置かれている。しかし、自由権規約委員会も欧州人権裁判所も、この規定に基づき申立を“申立権の濫用”として退けることにはきわめて慎重であり、これまでの適用例も限られている。それは、上記3) で見たように、人権侵害の申立権の行使をできるかぎり尊重しようとする配慮の現れと考えるべきであろう。
- 7) 欧州人権裁判所の場合は、実質的に濫訴を防止するため、“明白に根拠不十分”の規定（第35条3項）に依拠することが多い。他方、自由権規約委員会は、自由権規約やその選択議定書に“明白に根拠不十分”に該当する規定がないため、“権利の侵害の被害者”に当たらない（選択議定書第2条）“規約の規定と両立しない”（同第3条）“主張が根拠不十分”（同第2ないし3条）などの理由により、濫訴を防止しようとしている。
- 8) いずれにせよ、勉強会で報告された Aarela 事件についての委員会見解は、「裁判所の裁量権の余地がきわめて少ないまま、勝訴者側の主張に基づいて敗訴者側に費用の負担を命ぜざるをえないフィンランドの立法は、自由権規約第14条の規定する“公正な裁判を受ける権利”の侵害に当たる」としており、上記3) に述べたように、被害者の訴えを抑制しない配慮を示したものといえよう。
- 9) 上記を総合すれば、訴訟費用の敗者負担原則は、それぞれの国家、法制度、社会的背景、個々の事件の特性など、諸般の事情を十分に勘案したうえで、その採否を決定すべきであろうと思われる。

以上